

研究ノート

中国の憲法改正と監察法の制定

—— 「法治国家」 への前進になるか ——

王 雲 海*

はじめに

- I 憲法改正の主な内容
 - II 「監察法」の主な内容
 - III 問題と論争
- 結びにかえて

はじめに

2018年3月5日から20日まで召集された中国の全国人民代表大会は、中国共産党中央委員会の提案とおりに現行憲法に対する大幅の改正を行い、中国ではじめての「国家監察法」を制定し、公布した。中国の現行国家体制、政治体制、行政体制、司法体制がこれにより大きく変更されるようになった。

I 憲法改正の主な内容

特に注目される憲法改正の主な内容は以下の四つの部分にまとめることができる¹⁾。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第17巻第2号 2018年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

1) 「憲法修改前後内容対照表」（『人民日報』、2018年3月12日）を参照。

第一は、共産党一党支配の一層の強調と強化である。

共産党による一党支配が社会主義中国での最も基本原則であることは、現行憲法のなかでもその前書き（中国語で「前言」）の部分ではっきりと書いてあるが、「外部勢力の支持と奨励のもとで一部の勢力がそれに挑戦しようとしているときに」²⁾、これを一層強調、強化する必要があるとして、改正では、憲法第一条として「社会主義制度は中華人民共和国の根本制度である」という従来の文言の後ろに「中国共産党の指導は中国社会主義の最も本質的特徴である」をつき加えた³⁾。

第二は、習近平共産党総書記の指導の一層の強調と強化である。

歴代の共産党の主席、総書記などの最高実力者の執政理念・理論を憲法の前書きに書き入れることは、従来のやり方で、現行憲法もそれに従っているが、しかし、今回の改正では、この従来のやり方を踏襲しながらも、二つの点で従来とは違った。まず、従来は最高指導者の理念または理論を憲法に書き入れるのはいずれも引退直前になってからのことであるが、今回は習氏の二期目の初めごろ、任期途中である。次に、従来は、毛沢東と鄧小平はその名前を冠した理念・理論を憲法に書き入れて、名前そのものも憲法の用語になったものの、それ以後は、最高指導者の理念・理論だけが憲法に書き入れられて、指導者の名前を入れなくなったが、今回の改正では、かつてのやり方を復活させて、最高指導者の理念・理論だけでなく、その前に名前をも冠して書き入れられるようになり、「習近平の新時代の中国特色のある社会主義思想」となっている。そのほかに、習氏が総書記になってから打ち出した多くの方針、政策、目標、多用する用語も今回の改正で憲法のなかに取り入れられている。

第三は、国家主席、副主席の任期制限の撤廃である。

この二十数年年間、中国の国家指導体制は「三位一体」と呼ばれるもので、つまり、共産党中央総書記は同時に国家の主席にも軍事主席にもなり、党、国家、

2) 中国共産党中央委員会は憲法改正に関する提案を公表した直後に、党の『環球時報』が社説を發表し、そのなかでそう指摘している（『環球時報』社評：「堅定支持中央修憲建議、是理性也是信仰」、2018年2月25日）。

3) 李建国「關於監察法草案的說明」、『新華網』（2018年3月13日）。http://www.xinhuanet.com/mrdx/2018-03/14/c_137037469.htm）。

軍の最高責任者となる。現行憲法もそれを確認している。但し、そのうち、共産党総書記と国家軍事委員会主席に関しては任期の制限がないものの、国家主席については任期を定めて、一期五年間、二期を越えてはいけないようにしている。これに対して、今回の改正では、二期の任期制限が撤廃されるようになった。それにより、党の総書記は、同時に国家主席と軍事主席を、二期十年間を越えて務めることが完全に可能となった。

第四は、国家監察委員会の新設である。

中国では、実質上、共産党の一党支配による権力行使が行われているものの、形式上、全国人民代表大会が国家権力の最高機関として、その下に行政府としての国務院、司法機関として最高人民法院、最高人民検察院があるとされている。このような体制は人民代表大会のもとでの「一府両院制」と呼ばれて、一応、立法、行政、司法という三つの性質の違う権力に対応するようになっている。しかし、今回の憲法改正では、公務員の職務違法と職務犯罪を取り締まるための専門機関として、「国家監察委員会」が新設されて、「監察権」という、立法権でもなく、行政権でもなく、司法権でもない新たな権力が追加された。それにより、中国の国家機構が「一府一委両院制」に変わった。

II 「監察法」の主な内容

監察委員会の新設という上述の憲法の改正に対応するために「中華人民共和國監察法」が同時に制定された。その主な内容が以下のとおりである。

1. 監察委員会の新設

中国は、1980年代に「改革開放」政策が実施されてから、経済発展などの面で大きな成果を挙げているが、同時に収賄などの公務員汚職も氾濫するようになった⁴⁾。それに対処するために、まず、党の中では「共産党規律検査委員会」が設けられて、党員の規律維持、汚職摘発に当たる。後に、検察のなかでは、汚職

4) 王雲海『中国社会と腐敗』、日本評論社、2003年、第18頁。

犯罪を専門的に摘発、起訴するための機関として「反貪汚賄賂局」が新設された⁵⁾。さらに、行政機関内部では、「監察部処」（中央の国務院では「監察部」、地方では「監察庁」など）も設けられて、主に行政機関の公務員の汚職などの摘発に当たらせて⁶⁾。しかし、今回の憲法改正と監察法制定により、党の規律検査委員会、検察院の中の反貪汚賄賂局、国務院の一部である行政監察機関という三つの組織が統合されて、新たに「監察委員会」が新設されるようになった。

中央では、「国家監察委員会」が設けられて、主任、副主任、委員から構成される。主任は全国人民代表大会により任命、副主任、委員は主任の提案で全国人民代表大会常務委員会により任命される。各地方レベルでの行政区でも同じく当該行政区域の「監察委員会」が設けられて、主任はその人民代表大会により、副主任、委員はその常務委員会により任命される。行政区でない共産党組織、公共機関、国営企業などに対して、監察委員会はその派出機関を設立することができる。監察委員会は上級の監察委員会の指導を受けると同時に、同級の人民代表大会から監督をも受ける。

2. 監察委員会の権限

監察委員会は法律に従って監督、調査、処置の権限を行使する。具体的には、監督権として、公務員などの公職人員に対して廉潔教育を行い、法に従って職務を遂行する、公的に権力を行使するか、廉潔的に政務・業務をこなすか、及び道徳を守るかを監督、検査する。調査権として、横領賄賂、職権濫用、職務懈怠、権力による不当利得、利益転売、私利枉法、国家財産の浪費などの職務違法と職務犯罪（刑法上の約80個の罪名で、全刑法犯の約五分之一）を調査する。処置権として、違法した公職人員に対して行政処分を科し、職務を十分に遂行しなかったか職務上の責任を果たせなかった幹部公職人員に対して責任追及を行い、法に基づいて公訴を提起させるために、職務犯罪の疑いのある公職人員に対する調査結果を検察に移送する。また、監察を受けた人員の所属組織に対して監察建議を行う。

5) 王雲海『賄賂の刑事規制——中国・米国・日本——』、日本評論社、1998年、第344頁。

6) 王雲海『賄賂はなぜ中国で死罪なのか』、国際書院、2013年、第109頁。

3. 監察の対象

公務員などの公職人員のすべてが、職務上の倫理違反、効率違反、違法行為、職務犯罪の疑いがある場合は、監察委員会による監察対象とされる。具体的に以下の六つの種類の人員が含まれる。つまり①共産党機関、人民代表大会機関、行政機関、政協機関、監察機関、裁判機関、検察機関、民主党派機関、工商機関の公務員及び「中華人民共和國公務員法」の公務員。②法により公務に従事する人員。③国有企業管理人員。④公立の教育、科学研究、文化、医療衛生、体育などの管理人員。⑤基層大衆自治組織のなかでの集団事務管理人員。⑥そのほか、法により公職をこなす人員である。

4. 監察権行使のための手段・措置

検察委員会は、監察権行使に当たって組織また個人に対して事件の状況を聞き、証拠を収集し、証拠を取り寄せる権限を有し、かかる組織と個人は事実通りに証拠を提供する義務がある。その場合、検察委員会はおよそ次の10数種類以上の手段または措置を使うことができる。つまり、談話及び事情陳述の要求、証人尋問、財産凍結、家宅搜索、身体検査、被調査者調取、差し押さえ、技術調査、勘驗、鑑定、留置などである。

つまり、監察委員会は警察または検察のもつ捜査権のすべてを持ち、捜査手段または措置のすべてを使うことができる。そのうち、特に重要なのが「技術調査」、「被調査者取調べ」、「留置」である。技術調査として予定されているのは電気通信傍聴、SNSへの秘密追跡、おとり捜査、GPSによる追跡などのものである。被調査者取調べとして予定されるのは刑事事件のなかで警察や検察による取調べと全く同じようなものである。また、留置として予定されているのは被調査者の監察委員会の専用拘留施設への長期的身柄拘束である。

5. 監察権行使のための手続き

監察委員会が監察権の行使に当たって従う手続きは、刑事訴訟法などの刑事法上のものでなく、監察法の定めるものである。監察委員会内部では、処置、調査、審理などの部門が別々に分かれて、手続きがその内部の違う部門で行われる。

例えば、電気通信傍聴などを内容とする技術調査の場合、その実施には裁判所の令状などの第三者によるチェックが必要でなく、もっぱら内部手続きで実施することができるし、一回の実施決定が3ヶ月にも及ぶ。また、被調査者取調べの場合、被調査者には事実通りに自供する義務を負わせると同時に、取調べに関する刑事訴訟法の規定は適用されず、その手続きは監察法で定めた数個の条文だけによる。さらに、被調査者の身柄拘束を内容とする留置の場合、1回の留置はその期間が3ヶ月に及び、2回連続して実施することができて、延べ6ヶ月にもなるが、その決定も裁判者などの第三者によるチェックがなく、令状は要らず、もっぱら監察委員会内の手続きによる。身柄拘束の場所は主に監察委員会自身が運営する「留置場所」である。

6. その他の国家機関との関係

監察委員会は、共産党と関係では、「党の指導」を随時に受けることが基本原則であるし、党の規律検査機関の主な責任者が事実上監察委員会の主任にもなる。人民大会との関係では、形式上、同級の人民代表大会に対して責任を持ち、状況に応じて専項報告を行い、人民代表大会の監督を受けるが、従来その一部であった行政部門としての國務院（地方の行政府）から分離して無関係になる。司法機関との関係では、憲法上、裁判所よりも検察よりも先に定められて上位的存在となっているのみならず、被疑者・被告人は職務違法または職務犯罪を含む複数の嫌疑がある場合、当該事件を先に監察委員会に移送して、監察委員会が先議権をもって先に事件を調査する。また、すべての職務違法または職務犯罪について、監察委員会は優先的に調査し、監察委員会は起訴が必要と判断する場合のみ、調査結果を検察に移送し、起訴するようにさせる。

Ⅲ 問題と論争

今回の憲法改正と監察法の制定に関して、中国では多くの問題が提起されて、大きな論争が起きている。特に国家主席の任期制限撤廃などの憲法改正内容の是非をめぐるものが多いが、本論文では、ただ監察法の制定に伴って提起された刑

事法上の諸問題とその論争についてのみ見る。

1. 政治機関としての監察機関による刑事捜査

従来中国では、国家権力は人民代表大会制度のもとで一応立法、行政、司法に分けられるようになっており、憲法規定も法体系も法原理も一応それを前提にしているが、新たに創設された監察権はその性質がどのようなものか、それに伴って、監察機関はどのような性質の機関なのか。それは既成の憲法体系・法体系・法原理に合わないのではないかと、といった問題が提起された。これに対して、中国の当局は、監察権は人民代表大会が認めた新たな「監察権」である。監察機関は立法機関でもなければ、行政機関でもなく、司法機関でもない「政治機関」として説明している。しかし、その場合、ただの政治機関なのに、犯罪の捜査権を行使し、特に人々の身柄を長期的に拘束することがなぜできるのか、政治機関による刑事捜査権の行使は今の世界ではあまりなく、異常的なやり方ではないかという疑問が提起されている。

2. 刑事訴訟法・刑事手続によらない「刑事捜査」

監察法によれば、公務員などの職務に関する約 58 個の犯罪に対して、監察委員会は調査権を有し、調査を通じて犯罪になると判断した場合、そこで得た証言などの証拠を刑事証拠として起訴、裁判などの刑事訴追に使用される。また、調査の手段として使われる技術捜査、取調べ、留置といったような手続きは、刑事捜査とは全く変わらないか、それ以上に刑事捜査そのものである。しかし、にもかかわらず、監察委員会は、それが刑事捜査でなく、あくまでも「調査」と言い張って、事実上の刑事捜査をただ「調査権」・「調査」と言い直すだけで、それを刑事訴訟法の適用から外して、取調べの録音録画などのいくつかの断片的規定を取り入れたものの、無罪推定などの刑事訴訟の根本原則と刑事訴訟の基本手続きをほぼ排除している。特に、弁護士による弁護に関して、刑事訴訟法に従う場合は、捜査段階で第 1 回訊問または身柄を拘束されてから弁護士が介入し、弁護できると、監察法上の「留置」の場合は、事実上の逮捕・勾留に相当するのに、いかなる弁護士の介入も認めない。また、令状主義も取らずに、最大 6 ヶ

月身柄を拘禁できる。これは明らかに法治主義に反するのではないかと、と反対論者は批判する。これに対して、監察委員会は、これまで党の規律委員会と行政府の監察部は事実上そのような「調査」を行ってきた。今回はそれを明文化するだけである。むしろ、明文化することでより法治的になっていると反論する。例えば、これまで横領収賄などの職務犯罪の嫌疑のある共産党員公務員に対して、党の規律検査委員会と行政の監察部門は「調査」し、その過程で、被調査者を一定の期間にわたって拘束し、「指定された時間と指定された場所」で自供を求めることをよく行ってきた（中国語では「双規」または「双指」と呼ばれる）⁷⁾。今回の監察法の中では、これを「留置」として定めて明文化しただけである。明文化したことが法治主義への一種の進歩ではないかという。この説明に対して、明文化し、正式な制度にしたことこそ刑事手続きによらない刑事捜査を合法化させて、国際刑事人権法や憲法、法律に違反する正式な制度に格上げさせてしまうのではないかと反対論者はさらにいう。

3. 司法機関を凌駕する超存在としての監察委員会

監察委員会は、国家の監察機関であると同時に、共産党の規律検査委員会でもある。両者は人員配置も仕事の場所も同じで、同じ人員が同じ場所で同じ手続きに従って一緒に権力を行使する。特に、監察委員会の主任などの主な責任者は地元の共産党の主要幹部が兼任する。「共産党による一党指導」が基本原則である中国においては、党の主要幹部は主任を兼任し、司法公務員を含めて公務員のすべてをその監察対象としている監察委員会は、自ら「超存在的機関」となり、誰からも直接監督を請けず、党の幹部が直接責任者を兼任しない他の国家、特に司法機関よりも地位がかなり高くなってしまふ。憲法上の並べ方も「国家行政機関、監察機関、裁判機関、検察機関」のようになっており、監察委員会のほうが司法機関としての裁判所よりも検察よりも先に並べられて、構造上、監察委員会のほうが検察、裁判所などの司法機関の上に立つことは明らかである。それにより、事実上、監察機関は司法機関を凌駕するのではないかと。地位の低い司法機関は、

7) 王雲海、前掲注4)、第114頁。

いくら法律上理由があっても、自分達を監察している、党の主要な幹部が責任者を務めている、党の機関でもある監察委員会の意思に反して司法判断を行うことが全くできないのではないかと、という批判がある。また、手続き上もそうになっているのではないかと、という指摘もある。つまり、ただ「調査」の名義で、取り調べも逮捕もできる事実上の刑事捜査を行う監察委員会に対して、その手続き中、弁護士だけでなく、警察も検察も裁判所も一切かかわりを持たず、違法であっても、司法機関は介入することが全くできず、司法救済は完全に不可能である。その結果、監察委員会による「調査」は、今の中国で進められている「公判中心主義」の刑事訴訟改革の完全たる例外的「聖地」となるし、憲法上「国家法律実施監督機関」と位置づけられている検察による「法律実施監督」の対象外にもなるのではないかと、という。實際上、監察法の当初の草案では、監察委員会が起訴すべきであると判断した事件のすべてに対して、検察は無条件に起訴しなければならないと定めていたが、多くの批判があって、採択された今の監察法では、その部分の条文が削除されたものの、運用上そのように予定されている。結局、構造上にも手続き上にも、監察委員会は司法機関を凌駕して、司法機関は監察委員会の前で地位がかなり下げられて、「二次的ないし三次的存在」と化している。その結果、これまで法治主義を目指して一所懸命確立させてきた刑事司法の諸原理・諸原則・諸手続きも、監察委員会の前ですべて大きく後退させられてしまうのではないかと、反対論者がいうが、監察委員会は正面からこのような批判には答えていない。

4. 党機関と国家機関との一体化

監察委員会は、自らが「党の機関と国家の機関」を一体化させた、「党性と国家性」を結合させた組織であって、何よりもまず党の指導を受け、党の監督に服すると公式に説明している。これに対して、反対論者は次のように批判する。つまり、建国後、特に「文化大革命」中、党と政府（国家）との一体化（「党政不分」）により多くの弊害がもたらされて、刑事司法領域では多くの冤罪の発生に繋がった。その反省として、1970年代末ごろ始まった「改革開放」政策の一環として「党と政府（国家機関）との分離」が改革のスローガンとして掲げられる

ようになり、特に、1982年憲法制定時、鄧小平などの指導者の強い提唱により、「共産党はあくまでも憲法と法律の範囲の中で行動する」という原則がようやく確立された。これまでの改革の多くもこの原則を貫こうとするものであった。にもかかわらず、今回の監察委員会の設置はこれまでの改革の流れとは異なり、この原則に逆行するのではないか。監察委員会は、党と国家が一体化した機関として、事実上、それぞれの地域の共産党委員会の主な責任者から強い指導を受けているので、党の機関・党の責任者は、職務犯罪の取締りに対してかつてのような「審批」（政治指導者が事件の具体的処理・処分を指示するやり方）を行うことが事実上復活するのではないか。結局、司法試験などの法律背景が全くないような政治人員が中心・主役となって刑事司法権を事実上行使するように再びなるのではないか、という。これに対して、このように党性と国家性を一体化させた組織としての監察機関の設置が中国の社会主義の特色を反映したもので、これまで行われてきた腐敗反対運動から得た経験に基づいた、中国の国情と中国での腐敗状況に適合したものであると、監察委員会はさらに反論する。

5. 自白中心の「調査」と中国式の「代用監獄」

中国の法律のなかでも刑事法の研究のなかでも「代用監獄」という言葉はもとよりなかった。これは決して偶然なことではない。ごく最近までの中国では、身柄を拘束された被疑者・被告人の拘束場所を、自白強要との関係で、虚偽供述と冤罪発生との関連で、それを意識して、問題視することは全くなかった。そのために、むしろ、法律上も実務上も常識・当たり前のこととして、捜査機関は、被疑者・被告人の身柄を拘束してからまず自分の手元にある施設に身柄を置いて、そこで都合よく取調べを行う。満足の自白を得て、取調べを行う必要がなくなつてからはじめて捜査機関の違う部門が管轄する「看守所」に移して、起訴、審判を待たせる⁸⁾。汚職犯罪の被疑者・被告人対しても、従来の党の規律委員会と行政機関の監察部門による「双規」も伝統的なやり方に従って自分たちの管轄する身近にある「双規」施設に被疑者・被告人を長く拘束して意のままに取調べを行

8) 陳衛東主編『2012年刑事訴訟法修改条文理解与適用』、中国法制出版社、2012年、第195頁。

う。言ってみれば、「代用監獄」はこれまでの中国では常識的やり方であった。それを始めて自白強要・冤罪発生の問題としてやっと意識され、問題視されはじめたのは2000年以後で、「代用監獄」をめぐるの日本での議論に接触した中国の一部の刑事法研究者が「代用監獄」という概念そのもの、そして、その問題性を中国に紹介してからのことである。今回の監察法制定にあたって、監察機関による「留置」により身柄を拘束された職務犯罪の被疑者をどこに拘束するかが問題として提起された。監察法の当初の草案では、その場所は「監察機関の留置場所」と規定されていたが、刑事法学者の批判に遭って、現行の監察法は「特定場所」と書き換えたものの、その「特定場所」はつまり「留置場所」を指すと別の条文でいう。つまり、「代用監獄」は常識として維持されている。監察委員会がそれに固持したのは、職務犯罪は、特殊な犯罪で、他の一般犯罪とは違って、事件を摘発するには被疑者の自供が特に必要で重要であるし、口あわせなどの証拠隠滅のリスクも高いからであるという。

結びにかえて

筆者は、これまでの研究のなかで、中華人民共和国を三つの時期に分けてみている⁹⁾。つまり、毛沢東が「階級闘争」という政治理念を至上視し、政治運動の繰り返して中国社会を統治し、法を政治闘争の道具としてしか認めない毛沢東時代を「政治中国」と、改革開放政策を実施し、経済発展原理を至上視し、経済発展のためならば法の必要性をも認める鄧小平時代を「経済中国」と、そして、それ以後残る道が法の独立性を認めて法治主義をやることしかないとして（また期待を込めて）、鄧小平以後の江沢民、胡錦濤及び今の習近平の時代を「法治中国」と、それぞれ定義する。このことは、革命後の中国が「政治」→「経済」→「法治」というプロセスを辿ってきていることを意味し、どこまで法治主義に本気か

9) 王雲海「人身自由権と刑事法」、土屋英雄編著、季衛東・王雲海・王晨・林来梵著『中国の人権と法——歴史、現在そして展望』、明石書店、1998年、第266頁。なお、今の中国でよく誰でも使う「法治中国」という言葉は、漢語圏を含めて、最初にそれを作り、論文で正式に使い始めたのが筆者であって、中国ではその使用をまだ許さない1990年代初期であった。

がそれぞれの時代・政権の正常さ・合理性を反映し、その評価の基準にもなる。「法治主義」というと、いろいろな理解の仕方があるが、基本的には、国民は自然的にすべての人権を保有する「留保原則」、統治のために国民の人権を制限する必要がある場合、事前に立法を通じて制限の条件、プロセス、効果などを明示する「法律主義原則」、法律をもって国民の人権を制限する時には、目的と制限との間で実面的にも手続きにも合理的でバランスの取れるものでなければならない「比例原則」、国民はその人権制限に対して不服がある場合、司法に救済を求められる「司法審査」原則が「法治主義」の主な内容であるように思われる。

今回の憲法改正、特に監察法の制定は、憲法での用語を「社会主義法制」から「社会主義法治」に変えたように、統治者が法を利用して統治するという、法律の道具性を前提とする「法制」を捨てて、統治者が法のもとで統治する、という法律の至上性を認める「法治」を使う、という憲法用語の変化や、法律がなくて、ただ共産党の規則や行政規定に基づいて行っている職務犯罪捜査、特に身柄を長期的に拘束する「双規」などの、従来非公式的に行われていたものを監察法の制定をもって明文化したことなどは、「法治国家」への前進と言ってもよく、形式的に大いに評価されてもよい。しかし、他方では、「法治主義」は決してただ法律・条文さえあれば何でもよいわけではなく、より大事なものはむしろその中味のほうである。今回制定された監察法の中味から見ると、刑事訴訟法の適用を排除し、無罪推定、黙秘権の行使、弁護権の確保、公判中心主義といった、近代法上すでに常識となっている刑事訴追の基本原則を満たさないようなものが多くて、特に「法治主義」の基本内容である「比例原則」と「司法審査」原則から著しく逸脱している。実質的に見れば、このような監察法の中味が「法治国家」への前進とはとても言えない。

監察法の制定により今後いくつかの問題が引き起こされることが予想される。

まず、対外的には、中国は、これまで、汚職して外国に逃げ込んだ犯罪者を中国に引き渡すように努力しているものの、多くの汚職犯罪者は、死刑犯と政治犯が引渡されないという国際法上の原則を理由に引渡しから免れている。監察法の制定により、中国での汚職犯罪の刑事捜査は、警察、検察、裁判所が除外されて、政治機関が主体になって政治的手続きに基づいて行われることが一層明白になる

ので、外国に逃げ込んだ犯罪者は自分が政治犯として主張し、引渡しを拒否するケースが増えて、その主張を認める国も多くなる可能性がある。また、中国は、国連の常任理事国として、国連の人権規約にも署名している国として、国内で一部の犯罪に対する刑事捜査が刑事訴訟法によらず、刑事訴追の適正手続きに対する国際法の要求を満たさないことに対して、国際社会から批判が起きることもありうる。

次に、対内的には、監察法で確立された職務犯罪への調査は、建国後一連の政治運動のなかで繰り返して使われた「專案組」（事件を調査、処理するために臨時的に設置される政治関係者のグループによる政治的調査）の色彩があると言われる。法の存在を無視し、政治的やり方を極めて、無数の冤罪をもたらした「文化大革命」を体験した中国の多くの国民にとって、多発する汚職腐敗を厳しく取り締まることを大いに歓迎するものの、かつてのように特殊な政治機関により特別な手続きに従ってそれを行うことに対して警戒心を抱いて、懐疑的姿勢を持っているのではないか。今回の監察法の制定をめぐって国民の間でこれほど大きな論争が起きたこと自体はその表れではないか。国民は汚職腐敗を恨むと言っても非刑事司法的にそれを取り締まるならば、国民の公平感と公正感を損なうのではないか。

結論でいうと、中国は本当に「法治国家」を建設しようとするならば、そこでの汚職腐敗の取り締まりも「法治主義」に従って、刑事司法の枠組みのなかで展開される必要がある。非常事態的に非司法機関により特殊な手続きに従ってそれを取り締まるのは、一時的に成果をあげて国民の賛同を得られるものの、長期的・安定的・有効な対策にはなりえず、「法治国家」の建設というより大きな目標にも抵触しかねない。こういう意味で言えば、いかにして汚職腐敗の取締りを通常の刑事司法の枠組みに回帰させて、すべての刑事訴追を刑事訴訟法などの定めた適正手続きに従って展開するかは、今回の憲法改正と監察法の制定により、むしろ新たな課題として中国に突きつけたと言える。